

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成 21 年厚生労働省令第 110 号)により期限猶予措置の対象となった病院・薬局の状況について

1 経緯

(1) 標記省令により、本年 4 月にオンライン請求の義務化期限を迎えた病院・薬局のうち、5 月請求分においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして、緊急避難的に準備に必要な期間、義務化期限を延長。

具体的な期限については、オンライン請求に向けた準備状況について実態把握した上で、半年以内を目途に定めることとしているところ。

(2) このため、猶予期限措置の対象となった病院・薬局から、状況届を毎月審査支払機関に提出させ、実態把握することとしたところ。

(3) 提出された状況届の内容を踏まえ、まだオンライン請求を行っていない病院・薬局が半年以内を目途にオンライン請求に移行できるよう、審査支払機関から勧奨を行っているところだが、今般、8 月請求分に係る状況届について審査支払機関から別添のとおりの報告があった。

2 状況届の概要(社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)分)(P5~16参照)

(1) 前回(7 月 17 日 \times)の集計結果において勧奨対象となった 923 病院、3,072 薬局に、前回調査から今回の調査期間中に新規登録等があった 29 病院及び 89 薬局を加えた 952 病院及び 3,161 薬局について、8 月 17 日までに状況届の提出があったもの又は未回収となったものに関する状況を集計したもの。

(2) 病院(レセコンを使用している病院で、8 月請求時にオンライン請求していない病院)

① 未回収は 202 病院(7 月請求分に係る状況届(7 月 17 日 \times)) → 38 病院(△164)
状況届を 5~8 月まで 1 度も提出しない病院も 3 病院と大幅に減少(△54)

○ 上記 3 病院については、引き続き重点的に勧奨を実施。

② 状況届を回収できた病院のうち、この 4 月に義務化期限を迎え、かつオンライン請求に移行できていないものは 721 病院(7 月請求分) → 648 病院 (△73)

(3) 薬局(レセコンを使用している薬局で、8 月請求時にオンライン請求していない薬局)

① 未回収は 1,663 薬局(7 月請求分に係る状況届(7 月 17 日 \times))
→ 191 薬局(△1,472)

状況届を 5~8 月まで 1 度も提出しない薬局も 41 薬局と大幅に減少(△810)

○ 上記 41 薬局については、引き続き重点的に勧奨を実施。

② 状況届を回収できた薬局のうち、この4月に義務化期限を迎え、かつオンライン請求に移行できていないものは1,409薬局(7月請求分) → 1,250薬局(△159)

(4) 648病院と1,250薬局の主な内訳は以下のとおり。(以下、カッコ内は7月請求分との差)

特に準備が遅れている、回線敷設の予定やレセ電の申込予定がない病院・薬局数は、着実に減少。

○ オンライン請求への準備がほぼできていると考えられる病院・薬局

病院 274 (+45) 薬局 560(△36)

・「オンライン開始届を提出しているもののオンライン請求せず」 病院 241 薬局 472

・「オンライン開始届を提出していないがオンライン請求できる状況」 病院 33 薬局 88

○ 回線敷設(*)の予定がない病院・薬局

病院 31 (△23) 薬局 70(△31)

・「レセ電実施済みで、回線敷設予定なし」 病院 15 薬局 56

・「レセ電申込済 or 申込予定なし+ 回線敷設予定なし」 病院 16 薬局 14

(*) 薬局については、回線敷設に関しては、自ら敷設する場合だけでなく代行送信を利用する場合も含む。

○ レセ電申込予定なし 病院 31 (△40) 薬局 304(△117)

(5) 今回の集計の結果、勸奨対象となった病院、薬局数は、着実に減少。

・病院 前回集計後勸奨対象 923 病院(未回収 202 病院、勸奨対象 721 病院)

→今回集計後勸奨対象 686 病院(未回収 38 病院、勸奨対象 648 病院)

(この間、オンライン請求に移行した病院 111)

・薬局 前回集計後勸奨対象 3,072 薬局(未回収 1,663 薬局、勸奨対象 1,409 薬局)

→今回集計後勸奨対象 1,441 薬局(未回収 191 薬局、勸奨対象 1,250 薬局)

(この間、オンライン請求に移行した薬局 502)

3 勸奨結果の概要(支払基金分)(P17~P29参照)

7月請求分に係る状況届の内容を踏まえ、審査支払機関から取組が遅れている病院・薬局への勸奨を行ったところ。

(1) 改善が見られた点

○ 状況届が未提出の病院 70 に対し、101 回の勸奨を行った結果、8 月請求において、うち 18 病院がオンライン請求に移行(表1)

○ 状況届が未提出の薬局 260 に対し、323 回の勸奨を行った結果、8 月請求において、うち 54 薬局がオンライン請求に移行(表 7)

○ オンライン開始届を提出しているにもかかわらず 7 月請求分においてオンライン請求しなかった病院 150 に対し、173 回の勸奨を行った結果、8 月請求において、うち

61 病院がオンライン請求に移行(表 2)

- オンライン開始届を提出しているにもかかわらず 7 月請求分においてオンライン請求しなかった薬局 316 に対し、344 回の勧奨を行った結果、8 月請求において、うち 156 薬局がオンライン請求に移行(表 8)

(2) 改善が不十分だった点

- レセ電申込み予定なしの病院 54 に対し、82 回の勧奨を行ったものの、16 病院が「申込み予定あり」に、12 病院が「検討中」とどまり、8 月請求においてオンライン化できた病院はなかった(表 5)
- レセ電申込み予定なしの薬局 288 に対し、345 回の勧奨を行ったものの、62 薬局が「申込み予定あり」に、48 薬局が「検討中」とどまり、8 月請求においてオンライン化できた薬局は 2 薬局のみ(表 12)

(3) 勧奨の取組が不十分と考えられる国保連

- 勧奨対象の病院数又は薬局数と比較して、勧奨の実施回数が少ないなど、取組が不十分と考えられる国保連は下表のとおりである。

なお、これら国保連に対しては、勧奨の強化・徹底を図るよう国保中央会を通じて指導したところ。

【病院】

	国保連 (勧奨回数/対象数)
回線敷設申込み予定なし (表 4)	鹿児島県 (0/1)
レセ電の申込み予定なし (表 5)	徳島県 (0/1)

【薬局】

	国保連 (勧奨回数/対象数)
状況届未回収 (表 7)	宮城県 (4/11)
回線敷設申込み予定なし (表 11)	兵庫県 (0/1)
レセ電の申込み予定なし (表 12)	秋田県 (0/2)、東京都 (23/34)、静岡県 (0/11)、 兵庫県 (5/15)、山口県 (3/4)、宮崎県 (2/3)

※下線は、前月も「取組が不十分と考えられる」とされた国保連

4 今後の対応

今後も、状況届が依然として未回収の病院・薬局や、上記2(4)のうち準備が特に遅れている「回線敷設の予定がない」又は「レセ電の申込予定がない」病院・薬局に特に重点をおいて、審査支払機関から勧奨等を行うとともに、審査支払機関から複数回の勧奨を行っても改善のみられない病院・薬局について、地方厚生(支)局から引き続き指導を行うこととしているところ。

<参考>

都道府県別の内訳データとして、以下を添付している(以下、支払基金のデータ)。

1 病院

- ① 未回収 38 病院
- ② レセスタ対応機種+レセ電申込み予定なし 31 病院
※ レセスタとは、国が開発したソフトで、既存のレセコンからレセプト出力情報を取り出して、電子レセプトに変換するソフト
- ③ レセ電実施済み+回線敷設申込予定なし 15 病院
- ④ レセスタ対応機種+「レセ電申込済 or 申込予定あり」 +「回線敷設申込予定なし」
16 病院

2 薬局

- ① 未回収 191 薬局
- ② レセ電申込予定なし 304 薬局
- ③ 「レセ電実施済み」+「回線敷設 or 代行送信いずれも申込予定なし」
56 薬局
- ④ 「レセ電申込済 or 申込予定あり」 + 「回線敷設 or 代行送信いずれも
申込予定なし」 14 薬局